

船首フレア部の構造強度に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

船首フレア部の構造強度に関する事項

改正理由

自動車運搬船やコンテナ運搬船では、船首部付近の船側外板傾斜角（フレア角）が大きいため、バウフレアスラミングによる損傷を被ることがある。本会は、船首フレア部の構造強度に関する規定を 2001 年に制定し、バウフレアスラミングへの対策を講じてきた。

しかしながら、自動車運搬船やコンテナ運搬船において、依然として船首フレア部の損傷が報告されており、その損傷を調査したところ、従来型の損傷形態に加え、現行規定では想定していなかった損傷形態もみられた。

以上を踏まえ、今般、船首フレア部の構造強度に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 船首フレア部の構造強度に関する規定の適用範囲を、船首から $0.2L$ の箇所まで拡大した。
- (2) スラミングによる衝撃圧力の算式を改めた。
- (3) 横肋骨及び船側縦通肋骨のウェブ板厚に関する規定を追加した。
- (4) 特設肋骨及び船側縦桁のウェブの圧縮座屈強度に関する規定を追加した。